

市第 44 号議案 横浜市手数料条例の一部改正 消防局関係部分

1 概要

消費税率引上げに伴う「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により、屋外タンク貯蔵所に関する設置許可申請手数料を見直し、「横浜市手数料条例」の改正を行います。

◆表 改正対象の手数料

区 分		設置許可申請手数料	
		改正前	改正後
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 (図 1) 及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 (図 2)	①	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの (手数料条例第 2 条第 153 号ヌ (ウ))	1,580,000 円 <u>1,590,000 円</u>
	②	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの (手数料条例第 2 条第 153 号ヌ (エ))	1,940,000 円 <u>1,950,000 円</u>
	③	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの(手 数料条例第 2 条第 153 号ヌ (オ))	2,260,000 円 <u>2,270,000 円</u>

図 1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

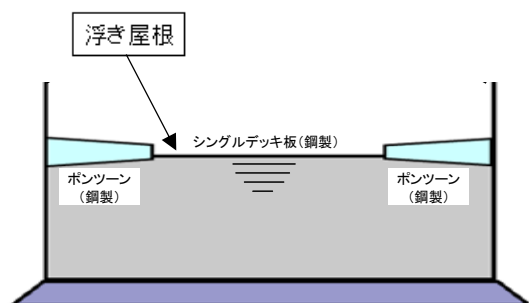
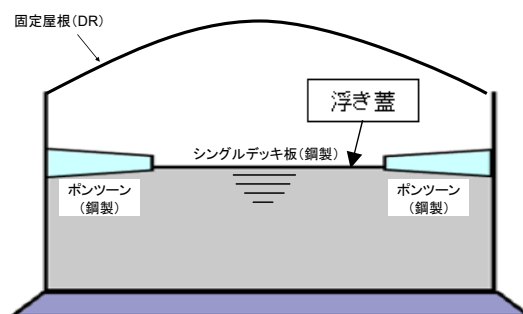


図 2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所



2 施行期日

令和元年 10 月 1 日

3 経過措置

施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については従前によるものとします。